

和水町 国民健康保険税のお知らせ

平成24年度の国民健康保険税の税率は、昨年度と同じ税率です。

区 分	所得割率 (所得×税率)	資産割率 (固定資産税×税率)	均等割額 (1人:年額)	平等割額 (1世帯:年額)	課税限度額
医療費分 (加入者全員)	5.95%	36.00%	17,200円	21,000円	51万円
後期高齢者支援金 (加入者全員)	2.03%	6.30%	5,200円	5,200円	14万円
介護保険給付費 (40～64歳のみ)	1.10%	9.00%	7,000円	4,400円	12万円

所得割の計算は、国保加入者の所得額から各々基礎控除額(330,000円)を控除し、それに所得割率を乗じて合計した額となります。

国民健康保険税の軽減について

国民健康保険税は、世帯主(注①)と国民健康保険に加入されている世帯員の合計所得が、下表に該当する場合は均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額(注②) (軽減判定所得)
7割	33万円以下
5割	33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下
2割	33万円+(35万円×被保険者数)以下

*注①……軽減の判定には、世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、軽減判定所得に含めます。

*注②……この軽減は、所得の申告をしてない人が居られる世帯は適用されません。
所得がない場合でも、毎年所得申告をしていただく必要があります。

後期高齢者医療保険のお知らせ

平成24年度の正式な保険料額が決定しましたので、**7月中旬ごろ**に保険料額決定通知書等を送付いたします。

また、所得の低い人は、均等割額が9割、8.5割、5割、2割軽減があります。

新規に後期高齢者医療制度にご加入された人につきましては、これまで加入されていた保険の種類、加入時期などによって、保険料のお支払方法やお支払時期が違いますのでご注意ください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111(内線752)

～国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ～

8月から保険証が切り替わります!

保険証の有効期間 **平成24年8月1日～平成25年7月31日**

新しい保険証は7月中旬に**簡易書留で郵送**します。

現在所有されている保険証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証については、**8月1日以降に破棄**してください。

国民健康保険

保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

- 一般被保険者 … **薄みどり色 ⇒ 薄むらさき色**
- 退職被保険者 … **クリーム色 ⇒ もも色**



70歳～74歳の国保被保険者の保険証について

70歳～74歳の国保被保険者に対しては、負担割合を記載した保険証を送付しています。

※今後、有効期間内に70歳の誕生日を迎えられる場合、誕生日の月(1日生まれの人は前月)に負担割合を記載した保険証を送付します。

※70歳～74歳の国保被保険者の負担割合は、本来2割ですが、平成25年3月31日まで1割に据え置かれていきます。(ただし、現役並み所得のある人の負担割合は、3割です。)

退職被保険者の保険証について

退職被保険者本人が有効期間内に65歳の誕生日を迎えられる場合、誕生日の月(1日生まれの人は前月)に翌月から使用できる一般保険証(世帯内で変更になる人のみ)を送付します。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、8月1日以降も必要な場合は、**改めて申請が必要です**。下記に相談してください。

後期高齢者

保険証の色について

保険証の色について、次のとおり変更します。

水色 ⇒ 黄色

限度額適用・標準負担額減額認定証について

既に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)をお持ちの人は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を**保険証と一緒に送付します**。

また、入院中(予定)の人でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、下記に相談してください。

※平成24年度(平成23年中の所得金額)の市町村民税の課税状況をもとにして、**世帯の全員が市町村民税非課税の人が対象となります**。



問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111(内線752)